

武雄市立東川登小学校いじめ防止基本方針

R5. 4. 1

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

(1) 基本方針策定の根拠

「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」という）13条に基づき、本基本方針を策定する。

(2) 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法2条より）

- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 児童の自主的な取組への支援

児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう児童会活動などの特別活動を充実させる。

(3) いじめ防止強化月間（集会）・いじめ防止について考える日の設定

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間（集会）」・毎月1日を「いじめ防止について考える日」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

(4) ネットいじめに対する取組

児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育を学校・学年・学級の各単位で行い、情報モラルの基礎を身に付けさせる。保護者に対しても保護者会、通信等の手段を使って啓発及び注意喚起を行う。

(5) 新型コロナウイルスによる差別防止の取組

正しい情報や知識の不足による差別が考えられるため、児童生徒への人権教育はもとより保護者への人権啓発に取り組んでいく。

(6) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りや育友会総会、学校評議員会、民生委員会等を通じて、いじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

教育相談月間（6月・11月）を設け、個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

また、7月には保護者面談を行い、保護者からも情報を収集する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知する。

③ 相談窓口の充実

学校の相談窓口（教育相談担当、生徒指導主任）を児童に周知する。外部機関の相談窓口も児童・保護者へ紹介し、周知を図る。また、「あのねポスト」を設置し、日常的に相談しやすい場を作る。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式のいじめアンケートと併せて、学校独自の生活アンケート調査を毎月実施し、いじめの早期発見に努める。

5 いじめ発生時の対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り等調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

② いじめの認知

覚知後、「いじめ防止対策委員会（以下、対策委員会と記す）」（構成員は表1）を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。いじめを認知した場合は、校内委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議した後、この方針を校長が決定し関係者に指示をする。

さらに事案の状況に応じて「拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会と記す）」（構成員は表2）を開催する。また、認知後1週間を目途に教育委員会にいじめ第2報を行う。

（資料）委員会組織（推進法22条）

表1 いじめ防止対策委員会（対策委員会）

構成員	働 き
校長	委員の招集。最終的な判断。
教頭	委員会の運営。指導。情報収集。指示・助言。
教務主任	指導時間確保、時間割変更等。情報収集。指導。指示・助言。
生徒指導主任	情報収集。指導。指示・助言。
教育相談担当	SCとの連携。心のケア。
養護教諭	情報提供。被害児童の居場所づくり。心のケア。
該当学級担任	情報収集。指導。

表2 拡大いじめ防止対策委員会（拡大委員会）

構成員	働 き
校長	委員の招集。最終的な判断。
教頭	委員会の運営。情報提供。職員への指示。
教務主任	情報提供。指示の場を設ける。
生徒指導主任	情報提供。取組の具体化。
教育相談担当	SCとの連携。
学校運営協議会代表	意見を述べる。
育友会会長	意見を述べる。
SC	意見を述べる。
その他校長が必要と認める者	専門的見地から意見を述べる。（警察官、弁護士等）

(2) 重大事態への対応

① 認識

重大事態とは、被害児童の生命・心身・財産等に重大な被害があると認められた場合や相当の期間、欠席を余儀なくされる場合である。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し、該当する場合があります、拡大委員会がこれを認識する。

② 発生時の対応

学校は、対策委員会、拡大委員会を開くとともに、教育委員会への報告を行い、当該事案についての調査方法や調査組織についての指示を受けて対応する。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年4月27日文科科学省）、「教育現場における安全管理の手引き」（平成30年4月改訂佐賀県教育委員会）等を参照しながら対応する。

(3) 対応のフロー図



6 いじめの再発防止の取組

(1) 「いじめ解消」の周知徹底

「いじめ解消」の周知及び取組の徹底を図る。

① 「いじめの解決」

被害児童への心のケアや加害児童への指導等の対応がなされた後、双方の保護者を交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた状態をいう。

② 「いじめの解消」

いじめの解決後、少なくとも、次の2つの要件を満たしている状態をいう。

- ・いじめに関する行為が止んでいること（少なくとも3か月）。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(2) 立直り支援

被害児童がいじめから立ち直ることができるよう、当該児童の状況に応じ、適応指導教室等の関係機関やスクールカウンセラー等と連携し、立直り支援活動を行う。加害児童についても、当該児童がいじめに至った背景等を踏まえ、警察が行うなう支援活動等と連携した立直り支援活動を行う。

7 職員研修

- (1) いじめ防止のための研修については、組織として研修の機会を設ける。また、職員が各種研修等で得た情報については、全体に還元する機会を設ける。
- (2) 研修は、文献等によるものだけでなく、本校の実態に学ぶ事例研修会の形式を含める。

8 取組体制の点検及び評価について

- (1) いじめの問題に関する点検項目について、見直しを行う。
- (2) いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。
- (3) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善にいかす。

《参考》

※いじめの防止等のための基本的な方針

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。